国立大学法人東京医科歯科大学学術指導取扱規則

「平成26年3月25日 |規 則 第 1 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学(以下「本学」という。)における 学術指導の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において「学術指導」とは、企業その他の団体(以下「委託者」という。) からの委託を受け、本学の職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導 及び助言を行い、もって委託者の業務又は活動を支援するもので、当該支援に要する経費を委託者が負担するものをいう。
- 2 この規則において「学術指導者」とは、学術指導を行う職員をいう。
- 3 この規則において「発明等」とは、国立大学法人東京医科歯科大学職務発明規則(平 成16年制定規則第242号)第2条第1号及び第2号に規定するものをいう。

(受入れの原則)

第3条 学術指導は、原則として、本学の職員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連 するものと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

(受入れの条件)

- 第4条 本学の職員が学術指導を受け入れる場合には、次の各号に掲げる条件を委託者に 付さなければならない。
 - (1) やむを得ない理由により学術指導を中止し、又はその期間を延長する場合、本学がその青めを負わないこと。
 - (2) 学術指導に要する経費(以下「学術指導料」という。)は、所定の期日までに納付すること。
 - (3) 納付された学術指導料は、返還しないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、学術指導の受入れに関し必要と認められる条件を付することができる。

(申込み)

第5条 学術指導の申込みをしようとする委託者は、学術指導申込書(別紙様式1)を学 長に提出しなければならない。

(受入れの決定等)

- 第6条 学長は、学術指導の申込みについて受入れの可否を統合イノベーション機構長へ付託した上、これを決定するものとする。
- 2 学長は、受入れを決定した場合には、学術指導受入決定通知書(別紙様式2)を委託 者に通知するものとする。

(契約締結)

第7条 学長は、学術指導の受入れを決定したときには、速やかに学術指導契約書(別紙様式3)により委託者と契約を締結するものとする。

(学術指導料)

- 第8条 委託者が納付する学術指導料は、次の各号に掲げる額を合算した金額とする。
- (1) 学術指導者の知識、ノウハウ等の提供及び学術指導の内容を勘案して委託者と本学が協議のうえ定める額に旅費、消耗品費及びその他学術指導に必要となる経費を加算した額 (以下「直接経費」という。)
- (2) 当該学術指導遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費の額(以下「間接経費」という。)
- 2 間接経費は、直接経費の10%に相当する額とする。

(学術指導料の納入及び受入)

- 第9条 委託者は、学術指導料を学術指導契約書に定める期日までに、本学に納入しなければならない。
- 2 原則として、一旦納入した学術指導料は返還しないものとする。

(学術指導の場所)

- 第10条 学術指導者が、学術指導を行う場所は、原則として、本学内の施設とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学術指導者は当該学術指導遂行上必要な場合、委託者又は その他の施設で学術指導を行うことができる。

(学術指導の中止等)

- 第11条 学長は、天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該学術指導を中止し、又はその期間の延長を決定することができる。
- 2 学長は、前項の規定により当該学術指導を中止し、又はその期間の延長を決定した場合は、その旨委託者に通知するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第12条 学術指導により発明等が生じた場合は、国立大学法人東京医科歯科大学職務発明規則(平成16年制定規則第242号)の規定を適用する。

(学術指導終了後の報告)

第13条 学術指導者は、学術指導を終了したときは、学術指導終了報告書(別紙様式4) を速やかに学長に報告を行うものとする。

(事務)

第14条 この規則に定める事務は、統合イノベーション機構事務部において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月31日規則第108号)

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月30日規則第146号) この規則は、令和5年3月30日から施行し、令和5年3月1日から適用する

学術指導申込書

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

<申込者> 住 所 名 称 代表者職・氏名

印

国立大学法人東京医科歯科大学学術指導取扱規則を遵守の上、下記のとおり学術指導を 申込みます。

- 1. 学術指導題目
- 2. 学術指導目的 内容
- 3. 希望する学術指導期間・時間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (□年、□月、□週) 回 、1回あたり 時間

4. 学術指導料

_____円 [うち直接経費 円、うち間接経費 円

- 5. 学術指導担当者の希望(所属・職・氏名)
- 6. 学術指導に必要な設備等の提供の希望 (学内設備使用又は持込みなのかもお書き下さい。)
- 7. その他希望する事項
- 8. 連絡先(もしくは名刺を添付のこと。)

住 所:

所属部署:氏 名:電話番号:FAX:

メールアドレス: